

広報紙新聞折り込み業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件名

広報紙新聞折り込み業務委託

2. 業務目的

広報紙を日刊紙に折り込むことで市内の世帯に効率的に配布し、円滑な広報業務の推進を図るもの。

3. 委託場所

市川市八幡1丁目1番1号 市川市市長公室広報広聴課

4. 委託期間

令和6年5月23日～令和7年3月31日

5. 業務内容

(1) 折り込み印刷物

ア) 規格 : タブロイド判

名称及びページ数	用紙	発行回数(年)	発行日(原則)
広報いちかわ 8ページ	再生紙55キロ	10回	第3土曜日
広報いちかわ 12ページ	再生紙55キロ	10回	第1土曜日

* 1月第1週号は元日発行とする。

なお、広報紙の記事内容によりページ数を変更する場合がある。この場合は発行日の2週間前までに広報広聴課より通知する。

イ) 引渡し日 : 受託者は、委託者の指定する場所（市川市内）で引き渡しを受けるものとし、その期日は折り込み日の2日前とする。ただし、発行日を含む週に祝日、年末年始、及び年度切り替えが含まれる場合は、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

ウ) 引き渡し方法 : 受託者は、委託者と別途契約した印刷業者から、広報紙の配送を受け直接受領するものとする。また受領の際には広報紙の数量を確認し、印刷業者と引き渡し部数についてお互いに確認した書類を作成すること。

(2) 折り込み配布

ア) 配布区域 : 市川市全区域

イ) 折り込み配布部数(予定) : 75,965部(1回当たり)

なお、受託者は、契約締結後速やかに、実際に必要となる折り込み部数を委託者へ書面で通知するものとする。その後、部数に変更が生じる場合は、その都度、速やかに書面で通知するものとする。

とする。

ウ) 配布方法及び折り込み紙 : 折り込み配布は、次に掲げる千葉県新聞販売組合加盟の日刊7紙の各系列新聞販売店を通じて行うものとする。新聞への折り込み場所は、原則として折り込みの最上段とし、部数は各1部とする。

日刊7紙 朝日新聞(東京発行)、毎日新聞(東京発行)、読売新聞(東京発行)、
産業経済新聞(東京発行)、日本経済新聞(東京発行)、東京新聞、
千葉日報

エ) 折り込み日 : 発行日当日の朝刊とする。ただし、止むを得ない理由でその日に折り込みできない場合は、委託者と受託者との協議の上、折り込み日及び配布日を決定する。

6. 添付書類

業務責任者通知書(別紙1)

完了届(別紙2)

7. 提出書類及び報告書等の提出

- (1) 受託者は、業務責任者通知書(別紙1)を業務着手前に提出するものとする。
- (2) 受託者は、毎月の最後の新聞折り込みを行った日から10日以内に、当該月の各号の折り込み実績数及び委託金額を明記した業務完了報告書を委託者に提出するものとする。また、業務完了報告書には、各新聞販売店への配布数を明記した広告主報告書(各新聞販売店の受領印のあるもの)を添付するものとする。
- (3) 受託者は、毎月の最後の新聞折り込みを行った日から10日以内に、広報紙の印刷業者と引き渡し部数の確認を行った書類の写しを提出するものとする。
- (4) 受託者は、契約期間内の最後の新聞折り込みを行った日から委託期間終了日までに、当該契約期間内の委託金額の総額を明記した完了届を委託者に提出するものとする。

8. その他

- (1) 受託者は、委託者と密接な連絡を取り、新聞販売店との十分な調整に努め、円滑な業務の遂行を図り、配布漏れなどが生じたときは、委託者に連絡するとともに、速やかに対処するものとする。
- (2) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (3) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (4) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行による個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (6) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (7) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

(委託契約)

別紙1

令和 年 月 日

市 川 市 長

住 所

商号又は名称

氏 名

印

業務責任者通知書

このことについて、令和 年 月 日付で契約締結した 広報紙新聞折り込み業務委託 に関し、下記の者を選任したので業務委託契約約款第7条の規定により通知します。

1. 氏 名：

2. 現住所：

3. 職 歴：

(期 間) (内 容)
年 月～ 年 月

(以下列記)

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長

住所

氏名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 業 務 名 広報紙新聞折り込み業務委託

2. 委 託 場 所 市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号 市川市市長公室広報広聴課

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委 託 金 額 _____ 円 (単価契約の場合は総額を
記入してください)

5. 委 託 期 間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日